

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第2章基本的な考え方」に記載のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針は、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.com/jp/ir/strategy/corp_gov/main/0/teaserItems1/03/linkList/03/link/principle_J.pdf

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しており、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」等においても開示しています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しており、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」等においても開示しています。

【原則1 - 4】(政策保有株式)は「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第3章4. 政策保有株式」に記載のとおりです。

なお、2019年度は得意先株式43銘柄、金融機関株式5銘柄、その他株式2銘柄の保有を継続する方針です。

【原則1 - 7】(関連当事者間の取引)は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第3章6. 関連当事者間取引」に記載のとおりです。

味の素グループポリシー(以下、AGP)「4. 公正で透明な取引」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/activity/policy/index.html>

「調達に関するグループポリシー」は、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.com/jp/activity/policy/procurement_policy.html

【原則2 - 6】(企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮)

当社が運用専門性を高めてアセットオーナーとしての機能を発揮できるように、人事面においては年金運用の専門能力・知見を有する者を運用執行理事として任用し、かつ、外部アドバイザーを起用して専門能力・知見を補完するとともに、運営面においては随時、資産運用検討委員会において運用状況のモニタリングを行う等の取り組みを実施しています。

【原則3 - 1】(適切な情報開示と透明性の確保)

(1) 当社の理念および経営ビジョンは、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/aboutus/vision/>

当社の2017-2019中期経営計画は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/strategy/managementplan.html>

(2) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の「1. 基本的な考え方」に記載のとおりです。

(3) 取締役会が取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続については、本報告書の「1. 【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載のとおりです。

(4) 取締役の選解任については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第5章1. 取締役の選解任」に記載のとおりです。

(5) 取締役の選任理由は、「第141回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第3号議案「取締役9名選任の件」に記載のとおりです。

また、「第141回定時株主総会招集ご通知」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/meeting/main/0114/teaserItems1/0/linkList/0/link/notice141.pdf>

なお、社外取締役の選任理由は、本報告書の「1. 【取締役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

監査役の選任理由は、「第138回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第2号議案「監査役5名選任の件」および「第140回定時株主総会招集ご通知」の株主総会参考書類の第2号議案「監査役1名選任の件」に記載のとおりです。

「第138回定時株主総会招集ご通知」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/meeting/main/02/teaserItems1/0/linkList/0/link/138th-notice-J.pdf>

「第140回定時株主総会招集ご通知」は以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/event/meeting/main/0111/teaserItems1/0/linkList/0/link/140notice.pdf>

なお、社外監査役の選任理由は、本報告書の「1. 【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

【補充原則4 - 1 - 1】(経営陣への委任の範囲の概要)

取締役会は、法令・定款および取締役会規程に定める取締役会の専決とされる重要な業務執行を決定し、それ以外の業務執行の権限を、社規に

基つき経営会議、役付執行役員、執行役員の3段階に分類して執行役員に委譲するほか、地域本部の長、業務運営組織の長、子会社の長に委譲しています。なお、権限委譲及び意思決定の手続きにつきましては、「 2. ○業務執行」および「 1. 2. 内部統制システムの整備状況」にも記載しています。

【原則4 - 9】(独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

当社の社外取締役の独立性基準については、本報告書の「 1. 【独立役員関係】その他独立役員に関する事項」に記載のとおりです。

【補充原則4 - 11 - 1】(取締役会の全体としての能力、多様性の考え方)

取締役会の構成・多様性についての考え方は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章1. (2) 取締役会の構成・多様性」に記載のとおりです。

現在、取締役会は、独立役員である社外取締役3名(うち、女性1名)と社内取締役6名(うち、女性1名)で構成されています。

【補充原則4 - 11 - 2】(取締役、監査役の兼任状況)

取締役および監査役の重要な兼職状況は、「第141期有価証券報告書」の「第一部第4. 4 (2) 【役員の状況】」の略歴欄に記載しています。

「第141期有価証券報告書」は、以下のURLにおいて開示しています。

<https://www.ajinomoto.com/jp/ir/library/securities.html>

なお、社外取締役および社外監査役の重要な兼職の状況は、本報告書の「 1. 【取締役関係】会社との関係(2)および【監査役関係】会社との関係(2)」にも記載しています。

【補充原則4 - 11 - 3】(取締役会の実効性自己評価)

取締役会の実効性評価については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章8. 取締役会の実効性評価」に記載のとおりです。

なお、2018年度の当社取締役会の実効性評価概要については、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.com/jp/ir/strategy/corp_gov/main/0/teaserItems1/03/linkList/02/link/evaluation_J.pdf

【補充原則4 - 14 - 2】(取締役、監査役のトレーニング方針)

社内出身の取締役には、会社が自己研鑽に必要な支援を行います。また、毎年、外部の有識者を招いて意見交換を行うほか、取締役・執行役員全員参加の役員研修を行い、経営テーマについて発表を行い、経営課題を共有し、その解決に取り組むこととしています。

社内出身の監査役は、外部セミナーを受講する等により、監査役としての心得の他、必要に応じ、監査手法、会社法等の関係法令および会計監査に必要な財務会計の知識等を習得しています。また、取締役会、経営会議その他の重要会議への出席、グループ内の監査役との定期的な連絡会の開催を通じて必要な情報を入手し、監査能力の向上に努めています。

社外取締役および社外監査役には、当社グループについての更なる理解を得るため、当社各部門から事業・業務内容等の説明を行い、主要事業所を視察する機会を設けています。

【原則5 - 1】(株主との建設的な対話に関する方針)については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第3章2. 株主・投資家との対話」に記載のとおりです。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	57,598,200	10.49
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	29,143,244	5.31
第一生命保険株式会社	26,199,500	4.77
日本生命保険相互会社	25,706,886	4.68
株式会社三菱UFJ銀行	14,574,348	2.65
明治安田生命保険相互会社	12,624,505	2.30
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	8,698,900	1.58
STATE STREET BANK WEST CLIENT-TREATY 505234 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	8,584,254	1.56
三菱UFJ信託銀行株式会社	8,083,750	1.47
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	7,853,594	1.43

支配株主(親会社を除く)の有無	——
親会社の有無	なし

補足説明 更新

○大株主の状況

1. 第一生命保険株式会社の所有株式数には、同社が退職給付信託の信託財産として拠出している当社株式2,000千株は含まれておりません。なお、当該株式に係る議決権は、同社が留保しております。

2. 2018年4月19日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、三井住友信託銀行株式会社及びその共同保有者が2018年4月13日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確

認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合】
三井住友信託銀行株式会社他2名/27,722千株/4.85%

3. 2018年10月22日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者が2018年10月15日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合】
株式会社みずほ銀行他1名/27,911千株/5.08%

4. 2018年12月20日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者が2018年12月14日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合】
三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社他1名/28,573千株/5.20%

5. 2018年12月25日付で公衆の縦覧に供されている大量保有(変更)報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者が2018年12月17日現在でそれぞれ以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記「大株主の状況」には含めておりません。

【氏名又は名称/保有株券等の数/株券等保有割合】
株式会社三菱UFJ銀行他2名/58,027千株/10.57%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	食料品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	100社以上300社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	会長(社長を兼任している場合を除く)
取締役の人数	9 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤 泰雄	その他								○			
名和 高司	学者											
岩田 喜美枝	他の会社の出身者											

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

齋藤 泰雄	○	齋藤泰雄氏が副会長を務める公益財団法人日本オリンピック委員会(以下「JOC」という)と当社との間には、味の素ナショナルトレーニングセンターの使用に関する契約に基づく取引等があり、また、同氏が理事を務める公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会(以下「TOCOG」という)と当社との間には、東京2020オフィシャルパートナーシッププログラム契約に基づく取引がありますが、同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。なお、当期における当社からJOCへの支払額は、JOCの2019年3月期の経常収益の0.5%未満であり、当期におけるJOCから当社への支払額は、当社の当期連結売上高の0.01%未満であること、また同氏はTOCOGの業務執行者ではないことから、当社における社外役員の独立性に関する基準を満たしております。 (重要な兼職の状況) 公益財団法人日本オリンピック委員会副会長 公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会理事	外交官として培った豊かな国際経験と深い知識を当社の経営に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。
名和 高司	○	当社は、過去に名和高司氏とコンサルティング業務委託契約に基づく取引を行ったことがありますが、2017年3月期以降、当社と同氏との間取引関係はありません。なお、当社が同契約に基づいて同氏に対し最後(2016年3月期)に支払った金額は、1百万円です。 (重要な兼職の状況) 一橋大学大学院経営管理研究科教授 株式会社ジェネシスパートナーズ代表取締役 NECキャピタルソリューション株式会社社外取締役 株式会社ファーストリテイリング社外取締役	大学院の経営管理研究科教授としての深い知見および外資系コンサルティング会社等における豊富な実務経験から培った国際企業経営に関する高い見識を有し、独立、公正な立場から当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。
岩田 喜美枝	○	(重要な兼職の状況) 東京都監査委員 住友商事株式会社社外取締役	企業経営および企業の社会的責任に関する高い見識ならびに女性の活躍支援、ダイバーシティ推進等に関する豊富な知見を有し、独立、公正な立場から経営の重要事項の決定および業務執行の監督等の役割を適切に果たしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるおそれがないため。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性 **更新**

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員 (名)	社内取締役 (名)	社外取締役 (名)	社外有識者 (名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当 する任意の委員会	役員等指名諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当 する任意の委員会	役員等報酬諮問委員会	5	0	2	3	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

○役員等指名諮問委員会

役員等指名諮問委員会については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章2. 役員等指名諮問委員会」に記載の通りです。

(1) 役員等指名諮問委員会の構成

役員等指名諮問委員会は、事務局を人事部に置き、同委員会の構成は次の通りです。

【氏名/役位】

岩田 喜美枝/社外取締役(委員長)

[illegible]

会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土岐 敦司	○	(重要な兼職の状況) 明哲総合法律事務所パートナー（弁護士） 株式会社丸山製作所社外取締役・監査等委員 ジオスター株式会社社外取締役	弁護士としての専門的な知識と豊富な経験を有しており、特に会社法に関する深い知見を社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。
村上 洋	○	(重要な兼職の状況) 上智大学グローバル教育センター客員教授	国内外での企業経営に関する豊富な経験および法務部門長としての知見を有しており、それらを社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずるが虞がないため。
天野 秀樹	○	天野秀樹氏は、有限責任あずさ監査法人に所属しておりましたが、2016年6月に同監査法人を退職しております。なお、同監査法人と当社との間には、従前より業務委託等の取引がありますが、2019年3月期における当社から同監査法人への支払額は、同監査法人の直近事業年度（2018年6月期）における年間業務収入額の0.01%未満であり、同監査法人から当社への支払はありません。 (重要な兼職の状況) 公認会計士 トッパン・フォームズ株式会社社外取締役 花王株式会社社外監査役	公認会計士としての専門的な知識と国内・海外での豊富な経験を有しており、その財務・会計に関する知見を社外監査役としての職務の遂行に生かしていただくため。また、一般株主と利益相反を生ずる虞がないため。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	6 名
-------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社における社外役員の独立性に関する基準は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第5章4. 独立性基準」に記載のとおりです。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動型報酬制度の導入
---------------------------	--------------

該当項目に関する補足説明 更新

取締役の報酬については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第5章2. 報酬」に記載のとおりです。また、「第141期有価証券報告書」の「第一部第4. 4(4)【役員の報酬等】」にも詳しく記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

更新

第141期に係る取締役の報酬等の総額は、取締役(社外取締役を除く)6名に対し434百万円(月額報酬282百万円、短期業績連動報酬151百万円)、社外取締役3名に対し45百万円(月額報酬45百万円のみ)となっています。

(注)

1. 上記の総額には、第141期中に計上した取締役に対する役員賞与引当金繰入額が含まれています。
2. 取締役の報酬限度額は、2007年6月28日開催の第129回定時株主総会において、社外取締役を除く取締役の報酬につき年額12億円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない)、社外取締役の報酬につき年額5,000万円以内と決議されています。
3. 2017年6月27日開催の第139回定時株主総会において、22億円を上限とする金銭を株式交付信託に拠出し、3年の信託期間終了時に2017-2019(for 2020)中期経営計画の目標達成度に応じて、中期業績連動型株式報酬を支給することが決議されています。なお、支給の対象は取締役(社外取締役を除く)、執行役員および理事であり、これらの者に付与する当社株式の総数は、110万株を上限としています。

取締役の報酬に関する情報は、ホームページに次の書類を掲載して開示しています。

1. 有価証券報告書
2. 株主総会招集通知(添付書類の事業報告)

報酬等の額が1億円以上の取締役については、有価証券報告書においてその額を開示しています。第141期の個別開示状況は次のとおりです。

取締役社長 西井孝明 報酬等の総額:106百万円(うち月額報酬74百万円、業績連動報酬32百万円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

更新

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬については、本報告書の「1.【インセンティブ関係】」に記載のとおりです。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

更新

社外取締役に対しては、経営企画部が取締役会の事務局として、決議事項、報告事項の事前説明を行い、職務執行の全般をサポートするほか、秘書部が社外取締役と他の取締役等との連絡調整にあたっています。

社外監査役に対しては、監査役会において取締役会議案の事前審査を行い、重要案件については、担当する取締役および経営会議に出席した監査役からの説明のほか、監査役の職務を補助する専任スタッフが社外監査役の職務執行の全般をサポートし、社外監査役と他の監査役および取締役等との連絡調整にあたっています。

また、当社は、社外取締役と社外監査役間での情報交換および専門分野の相互補完を通じて、業務執行の監督の質的向上を図ることを目的として社外役員連絡会を設置しています。社外役員連絡会については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章6.社外役員連絡会」に記載のとおりです。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
山口 範雄	特別顧問	経済団体等の社外活動(経営非関与)	【勤務形態】非常勤 【報酬】有り	2015/6/26	2019年6月30日まで

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

1 名

その他の事項

山口範雄は、2015年6月26日に取締役会長を退任しています。
2012年2月以降は、相談役制度の運用を実質的に廃止しています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

○経営・監督

取締役会は、社外取締役3名を含む9名の取締役により、経営の最高意思決定機関として、法令および定款に定める事項その他の重要事項を決定し、取締役および執行役員の職務執行を監督しています。取締役の員数は、定款の定めにより15名以内としています。

取締役会は、役員等指名諮問委員会の答申を受け、取締役候補者、役付取締役および代表取締役を決定し、役員等報酬諮問委員会の答申を受け、取締役、執行役員等の報酬を決定しています。2019年6月には常勤の非業務執行社内取締役を増員し、社内の重要な委員会の委員や重要な関係会社の取締役としての活動と併せて、当社の内部環境に知悉しつつ、執行の状況に影響されない立場からの監督機能の充実強化を図っています。

2018年度は、17回の取締役会が開催され、個人の取締役会への出席状況は「第141回定時株主総会招集ご通知」の第3号議案「取締役9名選任の件」に記載のとおりです。

また、当社は取締役会の下部機構として役員等指名諮問委員会、役員等報酬諮問委員会、コーポレート・ガバナンス委員会、経営基盤検討会を設置しています。

役員等指名諮問委員会および役員等報酬諮問委員会については、本報告書の「1. 機関構成・組織運営に係る事項[取締役関係]」に記載しています。

コーポレート・ガバナンス委員会は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章4. コーポレート・ガバナンス委員会」に記載のとおりです。

経営基盤検討会は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第4章5. 経営基盤検討会」に記載のとおりです。

○監査

監査役監査、内部監査および会計監査の状況については「第141期有価証券報告書」の「第一部第4. 4(3) 監査の状況」に記載のとおりです。

○業務執行

当社は、取締役が経営の意思決定を、執行役員が業務執行を担うことにより、経営と執行を分離する執行役員制を採用しています。

取締役社長は、最高経営責任者として、取締役会の決議を執行し、会社の業務を統括しています。他の常勤の取締役も、取締役会長を除き、執行役員を兼任しています。執行役員は、取締役会の授権に基づき、分担して会社の業務を執行しています。

経営会議は、取締役たる役付執行役員(最高経営責任者(取締役社長)を含みます。)の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員により構成され、会社の経営に関する方針および計画について協議するほか、会社の業務執行に関する重要事項について決定しています。

業務運営組織は、グローバルコーポレート本部、コーポレートサービス本部、および食品事業本部およびアミノサイエンス事業本部に区分されており、各業務運営組織は、担当執行役員の指揮監督を受け、所管する業務を処理しています。経営会議の構成員は、担当する組織の業務の執行を統括しています。

また、当社グループにおける意思決定手続きに関する社内規程は、当社グループ内の各業務運営組織(グループ会社を含みます。)を、その果たすべき役割の観点から「統率するHQ(Headquarter)」と「任される現場」とに分類したうえで、決裁基準を明確化しています。当社は、これにより前者の統括機能を強化するとともに、後者への権限委譲を一層進め、当社グループ全体における業務の適正化、意思決定の迅速化および効率的な組織運営を目指しています。これらにつきましては「1. 2. 内部統制システムの整備状況」に関連する記載があります。

○内部統制・リスク管理

内部統制・リスク管理については、「コーポレート・ガバナンスに関する基本方針」の「第7章リスクマネジメント」に記載のとおりです。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、3名の社外取締役を含む9名の取締役により構成される取締役会が、重要な業務執行の意思決定と取締役および執行役員の職務執行を監督し、社外監査役3名を含む5名の監査役が業務執行者からの独立性を確保し、会計監査人および内部監査部門と連携して取締役の職務執行を監査する、二重のチェック体制により業務の適正が確保されと考え、現在の監査役会設置会社の体制を選択しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	2001年から開催日の3週間以前に発送しています。
集中日を回避した株主総会の設定	当社は決算作業、会計監査人および監査役の監査に必要な時間を考慮して決算日程を作成し、多数の株主出席に対応できる株主総会会場の確保を考慮して開催日を決定しています。
電磁的方法による議決権の行使	2006年6月開催の株主総会からインターネットによる議決権行使の機会を提供しています。
議決権電子行使プラットフォームへの参加 その他機関投資家の議決権行使環境 向上に向けた取組み	東京証券取引所の議決権電子行使プラットフォームに参加し、非居住者投資家や機関投資家が適確に議決権行使をできる環境を提供しています。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版を作成し、ホームページに開示しています。今年度は招集通知の発送日の5日前に当社ホームページ上に英文の招集通知を開示しました。
その他	当社は株主の利便に資するため、インターネットによる議決権行使の機会を提供しています。2015年から招集通知発送日前に当社ホームページ上で招集通知を開示し、株主様の議決権の行使に十分な検討期間を確保していただけるようにしています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	金融商品取引法、その他の法令および当社の有価証券を上場している金融商品取引所の定める適時開示規則に沿った情報開示の実施、また開示事項に該当しない情報であっても、投資家の投資判断に影響を与えらると思われる情報を重要な会社情報とし、迅速かつ公正な情報開示に努める旨、ディスクロージャーポリシーとして定め、ホームページ上で公開しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	第2四半期決算および本決算時に開催し、社長・財務担当役員が説明しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	ホームページに「有価証券報告書」、「株主通信」、「統合報告書」、「IR Data Book」、「事業紹介ページ」、「知的財産報告書」、「コーポレート・ガバナンス報告書」、「取締役会の実効性評価概要」、「決算情報」、「株主総会の招集通知」、各種プレスリリースなどを掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	グローバル財務部内にIRグループを設置しています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	AGPIにおいて、お客様、コミュニティ、株主・投資家、ビジネスパートナー、従業員などそれぞれのステークホルダーの立場の尊重について規定しています。具体的には、お客様に対しては安全で高品質な商品・サービスを提供し、コミュニティに対しては事業活動を通じた社会貢献を行うとともに地域文化を尊重し、株主・投資家に対しては適切な情報開示を進めるとともに持続的な企業価値増大を図ることで期待に応え、ビジネスパートナーに対しては公正で透明な取引をお約束しています。

環境保全活動、CSR活動等の実施	味の素グループは、創業以来、事業を通じて社会課題の解決に取り組み、社会・地域と共有する価値を創造することで経済価値を向上し、成長につなげるべく取り組んでいます(ASV)。各部門において社会・環境貢献を目標化しているほか、2017-2019中期経営計画では非財務目標を設定しています。特に2017年度より、味の素グループ・環境中長期目標による実績管理を開始し、重要な環境課題として、温室効果ガスの削減、フードロスの削減、食資源の確保と生態系・生物多様性を含む自然環境の保全、水資源の保全、廃棄物の3R、この5項目を選定し、目標管理しています。また「環境に関するグループポリシー」、「環境規程」に基づくISO14001を骨格とする環境マネジメントシステム、「品質に関するグループポリシー」、「品質保証規程」に基づくISO9001を骨格とする「味の素品質保証システム」を全社で構築、運用しています。ESG、サステナビリティに関わる活動については、主に「統合報告書」および「サステナビリティデータブック」に記載し、ウェブサイト等を通じて情報公開しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「ステークホルダーとの情報共有に関するグループポリシー」において、事業を展開するすべての国・地域でASVの進化に取り組み、その内容について多様なステークホルダーと情報共有、対話を通じて信頼関係を構築していくこと定めています。 2016年より財務・非財務情報を集約しストーリー化した「統合報告書」を発行し、それを補完する「サステナビリティデータブック」、「IR Data Book」、「中期経営計画」、「有価証券報告書」、当該「コーポレート・ガバナンス報告書」等の報告書と併せ、味の素グループの取組みを報告するとともに、フォーラム、ダイアログ等を通じてステークホルダーとの対話を推進しています。
その他	働き方の変革では、2017年4月から味の素(株)において1日の就業時間を従前の7時間35分から7時間15分に短縮し、始業時刻を8時45分から8時15分へ、終業時間を17時20分から16時30分に変更致しました。また先行して、時間単位有給休暇制度、コアタイムの無いフレックスタイム制、在宅やサテライト・オフィスでのテレワーク勤務等の導入を行ってきました。その結果、2018年度の総労働時間は1820時間となり前年度より22時間削減されました。このような取組みにより、従業員一人ひとりの多様なライフスタイルと業務の両立を容易にし、新たな活力を生むための環境を整備しています。また、従業員等の健康管理を経営的な視点で、戦略的に取り組んでいる企業として、経済産業省および東京証券取引所より「健康経営銘柄2019」、「なでしこ銘柄2019」に、また、同省より「健康経営優良法人(ホワイト500)2019」に選ばれています。 さらに、人財の多様性が企業成長の活力に繋がるように、通常の配置に加えて、特定職務への公募制度やグループ横断研修などの取組みを進めています。2019年3月末において、海外法人における外国人役員比率は約38.2%、女性基幹職比率は味の素(株)で約8.3%、グループ全体で約19%となっています。また、2016年秋に、障がい者雇用に特化した味の素みらい(株)を設立しました。能力開発視点に立った活躍の場の積極的拡大や、働きやすく、社会や会社への貢献を実感できる働きがいのある会社を目指しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 基本的な考え方

当社は、内部統制システムを重要な経営基盤の一つと位置づけ、内部統制システムの整備・充実に取り組んでいます。内部統制システムの運用状況とその有効性の検証として、企業行動委員会、経営リスク委員会、監査部監査、グローバルガバナンスに関する規程他の関連規程の運用状況や活動状況を検証し、課題、問題点について適切に対処され、継続的な改善がなされているかを確認し、その検証結果は取締役会に報告されています。

2. 内部統制システムの整備状況

当社取締役会において「内部統制システムに関する基本方針」を決議しており、「内部統制システムに関する基本方針」において開示しています。

「内部統制システムに関する基本方針」は、以下のURLにおいて開示しています。

https://www.ajinomoto.com/jp/ir/strategy/corp_gov/main/0/teaserItems1/03/linkList/0/link/Internal%20control_J.pdf

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

反社会的勢力と取引関係を持つことや反社会的勢力からの不当要求に屈することは、反社会的勢力の存続や勢力拡大の下支えにつながり、企業内への反社会的勢力の浸透や被害の拡大を招くとの認識のもと、警察・弁護士等の外部専門機関の指導・支援を仰ぎながら

- (1) 反社会的勢力と一切の関係を持たないこと、
- (2) 反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、あらゆる不当要求を拒否すること、
- (3) 関係団体と連携し、反社会的勢力の排除に取り組むことを基本原則として、AGPを通じて内外に示しています。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

(1) 反社会的勢力対応統括部署である総務・リスク管理部および各事業所の反社会的勢力対応部署である総務部門が中心となり、必要に応じて警察当局の指導を仰ぎながら、各業務運営組織・関係会社と連携して、反社会的勢力と一切の関係を持たないよう、リスクマネジメントの一環として取り組んでいます。

(2) 商品クレーム対応時等における不当な要求に対しては、対応窓口だけに任せず、いつでも総務・リスク管理部、法務部等の組織が連携し、弁護士や警察当局の指導・支援を仰ぎながら対応できる体制を整えています。

(3) 取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、直ちに取引を解消することを最優先事項とし、取引解消によるダメージを最小限に抑えるよう契約書に暴力団排除条項を設ける取り組みをすすめています。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

当社は、社規として「情報セキュリティ規程」を定めています。この規程は、情報に関する当社の基本方針を示し、情報の取扱いの基本ルールを定めることにより、情報の漏洩、不正使用等の防止および個人情報の取扱いの適正化の実現を目的とするものとなっています。

特に、会社情報の開示に関しては、同規程の細則として「会社情報の開示に関する細則」に定めを置き、経営理念・業績・将来性その他当社および当社グループに関する会社情報を適宜に開示し、投資家等から当社への信頼および正当な評価を得るべく努めています。

会社情報の適時開示に係る社内体制に関しては、同細則において、以下のとおり定め、運用しています。

1. 会社情報開示の基本原則

当社における会社情報の開示は、次の基本原則に従って行っています。

- ・適時な情報開示
- ・適切な情報開示
- ・正確な情報開示
- ・公平な情報開示
- ・自発的な情報開示
- ・継続的な情報開示

2. 社内体制

当社役職員は、「会社情報の開示に関する細則」を理解し、関係法令および当社社規示達を遵守し、基本原則に従って会社情報の開示がなされるよう努めています。

(1) 情報開示担当者の設置

会社情報の開示責任者として、情報開示担当者を設置しています。

1) 情報開示担当者

取締役たる役付執行役員(最高経営責任者(取締役社長)を含みます。)の全員および最高経営責任者の指名するその他の役付執行役員(経営会議メンバー)、経営企画部長、財務・経理部長、法務部長、広報部長、グローバル財務部長がグローバル財務部におけるIR関連業務の責任者として指名する基幹職1名

2) 情報開示担当者の役割

情報開示担当者は、会社情報の適時開示を責任を持って遂行する役割を担っています。

・公表すべき重要な会社情報および重要な未公開の会社情報の判断を行い、公開にあたっては、公表内容の決定等を行うと同時に、経営会議や取締役会への報告を行い、また必要に応じてその承認を得ています。

・公表済み会社情報に係る訂正や状況変化に伴う追加情報の開示など、会社情報の開示状況の監視・監督を行います。

・投資家の投資判断に影響を及ぼすおそれのある風説への対応策の決定などを行います。

(2) 情報連絡担当者の設置

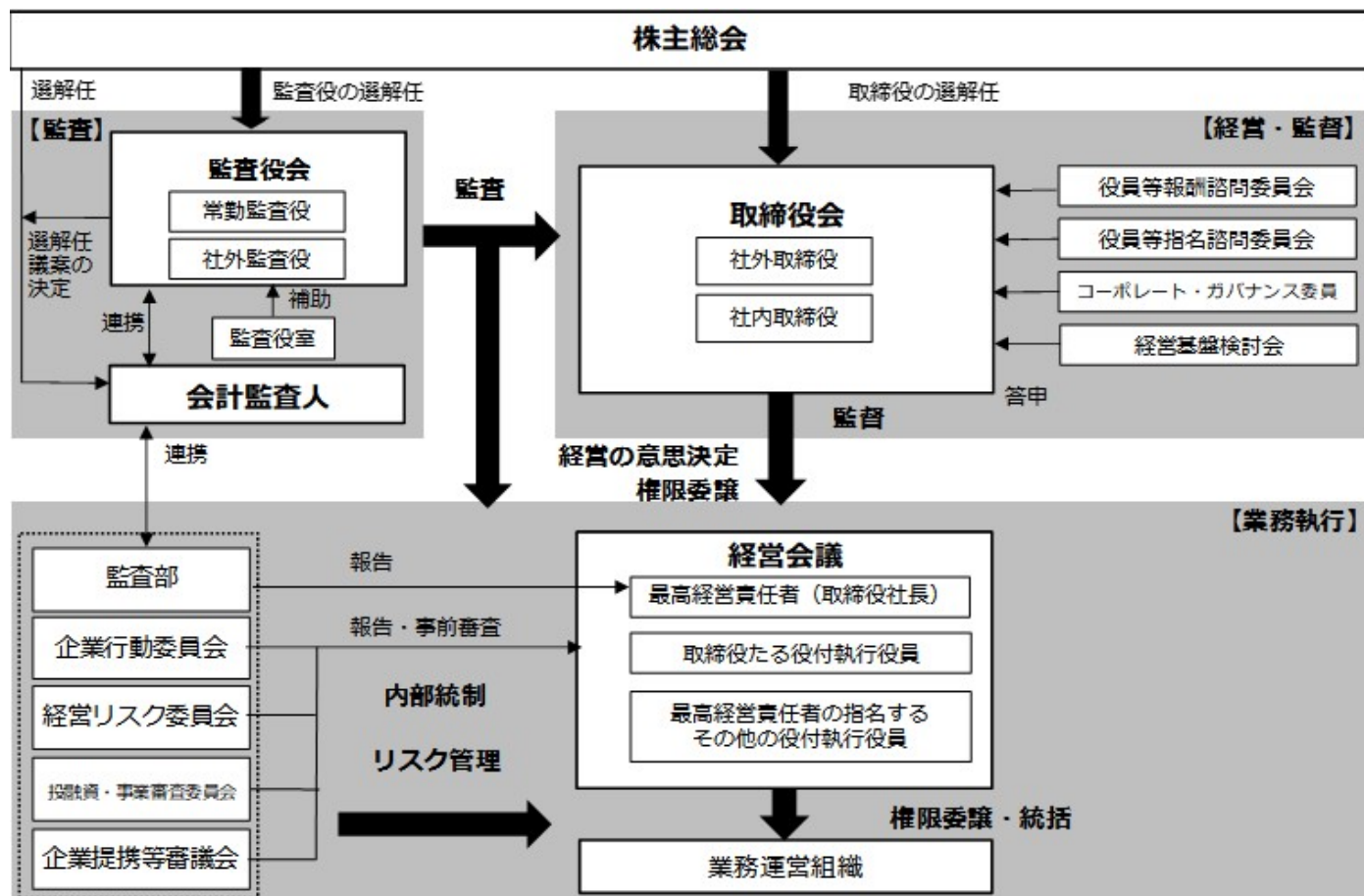
会社情報の提供および開示につき情報開示担当者に協力するため、所要組織に情報連絡担当者を置いています。

情報連絡担当者の役割情報開示担当者に対して、担当組織における会社情報を適時・適切に提供することにより、会社情報の適時開示を促進します。

- ・担当組織内からの会社情報の収集および開示内容に関する情報開示担当者との調整
- ・未公開の重要情報またはそのおそれのある事実の発生時の情報開示担当者への連絡
- ・その他、情報開示担当者から会社情報の開示について指示または協力要請を受けた場合

なお、重要な未公開会社情報については、「内部者取引防止に関する規程」(社規)においてその取扱いを定めています。

同規程は、役職員が、その業務に関して取得する情報の管理等について必要な基本事項を定め、内部者取引を未然に防止し、適切な会社情報の公表を以て企業としての社会的責任を果たすことを目的としています。



【会社情報の適時開示に係る社内体制の概要図】

